

第3回 南丹市権利擁護・成年後見センター  
運営委員会  
議 事 録

南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会事務局  
(南丹市福祉保健部福祉相談課)

# 令和2年度第3回 南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会

## 議事録

開催年月日 令和2年12月22日(火) 午後2時～

開催場所 南丹市国際交流会館 第1・第2会議室

委員の総数及び出席者数及び出席者数並びにその氏名

(1) 委員の総数 5名

(2) 出席者数 5名

(3) 出席委員(敬称略)

役職	氏名	選出区分	備考
委員長	松田 めぐみ	京都弁護士会	きさらぎ法律事務所
副委員長	上田 浩平	成年後見センター・ リーガルサポート 京都支部	上田司法書士事務所
委員	大釜 訓	京都社会福祉士会	げんてん社会福祉士 共同事務所
委員	若井 淑子	学識経験者	南丹市社会福祉協議会 生活相談課
委員	船越 由美	学識経験者	京都中部総合医療センター 地域医療連携室

(4) オブザーバー(敬称略)

氏名	備考
今井 昭二	京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター
坂田 徹	京都府社会福祉協議会 福祉部長
奥村 彰浩	京都府地方家庭裁判所園部支部 主任書記官兼庶務課長
関 卓也	京都府家庭裁判所後見センター 主任書記官

(5) 事務局

榎本福祉保健部長、福祉相談課 橋本課長、中西課長補佐、  
西村課長補佐、林相談支援員

1 開会

2 委員長あいさつ

委員長を務めさせていただいております、弁護士の松田です。よろしくお願いいたします。

3 協議事項

(1) 市民後見人の検討について

【事務局】

基本事項を確認し、市民後見人の選任と支援体制について、運営委員の中で今後の検討に齟齬がないように、基本的なイメージの共有をさせていただきます。

「一般的な市民後見人像」

- 利用者の近くに住んでいる（南丹市内在住者）。
- 必要な時にいち早く訪問することができる。
- 地域で生活する定年退職者等、時間に融通がきく世代。
- 比較的時間に余裕がある。
- 自分のスキルなどを使って社会貢献する意欲がある。

市民後見人に適する成年被後見人像ですが、「判断能力が低下し生活に支障をきたしているが、身近に頼れる人がいない。親族間の紛争性がなく、市民後見人の関与によって、本人の生活が安定する。」という成年被後見人像の中で、具体的な市民後見人に適する事案の目安は、次のようになります。

- ① 親族間紛争や虐待、その他紛争性のリスクがない。
- ② 本人の精神状態や生活環境が長期的に安定している。
- ③ 不動産の管理・処分に困難な事情がない。
- ④ 管理財産が高額でなく、長期的に変動が少ない。
- ⑤ 保佐及び補助類型の場合には、代理権（特に預貯金の管理に関する権限）に大きな制約がない。
- ⑥ 後見等事務費を、本人財産から支出することができる。
- ⑦ 本人死亡後の相続人への財産の引継ぎ等が困難となる事情がない。

全てがこの限りではありませんが、今後、市民後見人を候補者として推薦するにあたって、基本事項として確認できればと考えております。

次に、選任形態について、今一度しっかりと押さえさせていただきたいと思います。

- ・単独選任型

市民後見人が単独で受任する形態。

- ・リレー型

専門職から引き継ぐときに、一時的に複数後見になる場合もあるが、引き継ぐことを前提に受任する形態。

- ・複数選任型

専門職から市民後見人が引き継ぐ前提ではなく、専門職は辞任せずに市民後見人は主に身上保護を担う形態。

※複数選任型に関しては、長期になり市民後見人の力がついて引き継ぐ形になれば、リレーに移行することも考えられる。

以上を、今後協議を進める上での共通認識とさせていただきます。

市民後見人への主体的支援に関してですが、専門職と市民後見人との複数後見の場合にも、専門職とともにセンターも市民後見人へのフォローを行っていくよう考えております。いずれの専任形態であってもセンターが支援機関となります。

今年度、専門的な相談体制（弁護士・司法書士・社会福祉士）につきましては一定整いましたが、市民後見人への具体的な支援につきましては、次回運営委員会でご相談させていただきたいと考えております。今回は、選任形態に関してご意見をいただければと思います。

また、市民後見人の実際の候補者ですが、一般的には、ケースの背景が明らかな市長申立て案件から推薦することが良いと言われていますが、南丹市の令和元年度から2年度までの市長申立て案件では、課題が多く最初から市民後見人を候補者にするのは難しいというのが、昨年から担当させていただき感じているところです。

選任形態は単独後見を目指し支援体制を整えていきますが、南丹市は広域で、特に弁護士、司法書士等の専門職が少ない現状にあります。

多方向から検討し、安全に市民後見人に活動をしていただくことを基本に持ち、受任調整については、運営委員会の中で協議いただく、そこをしっかりと押さえていくべきだと考えております。

受任の目安、選任と支援体制についても、ご意見をお願いします。

### 【委員長】

事務局からの説明に関しまして、市民後見人に適すると考えられる事案の目安についてご意見をお願いします。

### 【A 委員】

一般的に、こういった（前述①～⑦）案件が市民後見人に向いていると考えられるとは思いますが、例えば京都市は、支援預金や信託を使えば手元に残る財産は高額ではないという考え方なのですが、南丹市では外すということでしょうか。

### 【事務局】

成年後見制度支援信託・支援預貯金は後見人をされている専門職の方からすれば当たり

前なのかもしれませんが、市民後見人にはハードルが高いのではと感じています。ケースバイケースですが、例えば信託に預けているのであれば、財産が400万円程度までなら難しくないともお聞きしています。除外するのではなく、その点につきましても、受任調整の中で協議いただければと考えております。

**【委員長】**

市民後見人の選任と支援体制も含めながら意見を伺えればと思います。

**【B 委員】**

複数選任型ですが、複数選任型は、専門職後見人と市民後見人が最後までというパターンです。専門職後見人が主体的支援をして、専門職辞任後に南丹市が支援主体となるという表現に違和感を抱きます。

市長申立ての案件が、市民後見人に適しているものが少ないとのことですが、確かに市長申立ての案件は、困難な案件が多いことは認識しております。

以前関わっていた、単独委託により法人後見センターを作り5、6年目になる社会福祉協議会に、現在の状況を伺ったところ、市民後見人が法人後見支援員として20人程受けているとのことでした。また、市長申立ての他に、親族申立てで適当な候補者がいない案件も受けているとのことでした。市長申立てに限らず、そういった案件があれば受けられるということでした。

**【事務局】**

現在、生活保護担当者からの申立て支援依頼が増えてきています。

生活保護の方は、背景がある程度把握できますので、申立て支援の段階で挙がってきたケースを運営委員会で協議いただくのも一つではないかと考えています。

**【委員長】**

他にご意見、ご質問はありませんでしょうか。

**【オブザーバーA】**

今は市民後見人についてのみ議論されているところですが、市民後見人だけでなく法人後見が適切な場合もあります。市民後見の対象かどうかだけを考えるのではなく、もう少し一体的に、全体的に見ていく必要があるのではないかと思います。もっと言えば、権利擁護の地域福祉事業の中でも出てくるケースがあるのではないかと思います。その辺りを一体的にどう整理をするのかということ、考えていく必要があるのではないかと思います。

**【事務局】**

運営委員会でご意見をいただきながら、専門職後見・法人後見も含めて検討していくべきことだと考えています。

**【委員長】**

他にご意見、ご質問はありませんでしょうか。

**【オブザーバーB】**

市民後見人養成講座修了後、市民後見人の登録を行い、活動していただく、という流れに

なっていますが、そもそも、どういうところに市が関与するのかということを示される予定があるのかを伺いたいと思います。

**【事務局】**

それは、フォロー体制ということですか。

**【オブザーバーB】**

先程の法人後見の件なども含めて、市民後見人の養成の体系の問題だと思うのですが、中核機関としてどのような形でそれが成されていくのかを示すことを考えているのかを総括でいいので教えていただきたい。

**【事務局】**

現在、全体的なところで示せるような資料は作成しておりませんが、検討していきます。

**【委員長】**

他にご意見、ご質問はありませんでしょうか。

**【C 委員】**

「後見等事務費を、本人財産から支出することができる」ということを市民後見人に適すると考えられる事案の目安にしているのは、どういう意味で想定されているのでしょうか。

**【事務局】**

後見人が実際に活動する費用、交通費等を「ご本人の財産から支出することができる」という意味で記載しています。

**【委員長】**

他にご意見、ご質問はありませんでしょうか。

無いようでしたら、(2) 報告 に移ります。

(2) 報告：個別ケース対応他

《議事録非公開》

**【委員長】**

以上で、本日予定しておりました議事は終了いたしましたので、本日の協議事項はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

5 閉会あいさつ 上田副委員長